

平成23年度・税制改正に関する建議書

平成22年6月24日

日本税理士会連合会

はじめに

税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができると規定されており、わが会では、この規定に基づき、税制改正に関する建議書を毎年取りまとめている。

税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが税理士の使命であり、税理士会の意見表明は、まさに税理士の使命に基づく税理士会の義務である。したがって、この建議書は、単に減税だけを求めるものではなく、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関しても提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

また昨年度から、従来の税制改正建議項目とは別に、中期的な視点に立って継続して検討すべき項目について基本的な考え方を示している。特にこれらについては、税務当局が将来の税制を企画するにあたり、税理士会が意見を述べる場が持たれることを望むものである。

税制に対する基本的な視点

税制には、負担の公平はもちろん、わかりやすく簡素な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。今後の税制改革の際には、こうした基本的な考え方が特に考慮されるべきである。

日本税理士会連合会の税制改正建議に当たっては、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、次のような5つの視点を基本に置いている。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点であり、納税者が負担能力に応じて分かち合うという意味である。また、公平には、水平的公平、垂直的公平とともに世代間の公平の問題があり、それらが相互に補完し合うバランスのとれた税制を構築していく必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税のほとんどは申告納税方式によって税が確定し、賦課課税方式による個人住民税なども所得税の確定申告を基礎としている。申告納税制度の下では、納税者自らが課税標準及び税額を計算し申告を行うので、租税制度は納税者が理解できるものであり、また、その目的や内容についても納得できるものである必要がある。

(3) 必要最小限の事務負担

租税収入に係る費用は、税務行政庁側の費用だけでなく納税者側の事務費用も併せて認識されるべきであり、過度の負担を納税者に強いることは避けなければならない。

(4) 時代に適合する税制

税制には、納税者の経済活動における選択を極力歪めないよう中立であることが求められるが、一方では財政や経済とも密接な関係を有している。経済社会の構造変化に応じて税制が適

切に対応していかなければ、新たな不公平が生じるなどの弊害を招くことになる。したがって、税制を常に時代に適合するものとすべく、その見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるためには必要不可欠であり、納税者から更なる信頼を得るための施策を行っていく努力が求められる。

I 税制改正建議項目

1. 給与所得者に対する課税のあり方について次のとおり見直しをすること。

(1) 高額給与所得者の給与所得控除額については、一定の限度額を定めること。

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。給与所得控除全般についての見直しが必要であるが、少なくとも一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

(2) 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とすること。

給与所得者の納税者意識の向上及び個人情報保護の観点から、給与所得者が年末調整と確定申告を選択できるような環境を整備することが必要である。

(3) 特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。

勤務費用の概算控除としての給与所得控除額の見直しと併せて、特定支出控除の対象範囲を大幅に拡充すべきである。

2. 所得控除を整理・簡素化すること。

所得控除が累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、所得控除は、超過累進税率の下で高額所得者に有利に作用しているとの指摘がある。また、税制と社会保障制度の一体化が議論される中、税制における社会保障給付の機能を見直すことが必要である。

人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の種類や就労形態等が大幅に変化・多様化してきており、実態に対応しきれていないので、時代に対応した人的控除制度に組み替える必要がある。また、人的控除以外の所得控除についても、創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、整理・簡素化することが必要である。

3. 不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、早急に廃止すること。

土地等に係る負債利子によって生じた不動産所得の損失の金額については、平成4年分以後は損益通算が認められていない。このような損益通算の制限を行うことは、所得のないところに課税する結果となる。

この制度は、地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、平成10年度改正によって、法人税では新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。

4. 土地建物等の譲渡損益の課税方式を累進税率による「所有期間を考慮したN分N乗方式」とし、他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除を認めること。

土地建物等の譲渡所得に対する課税は他の所得と分離して行われているが、保有期間中のキャピタルゲイン課税を平準化する必要はあるものの、低率の単一税率によることは所得の再分配の観点からは必ずしも適当とは言えない。また、土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益

と他の損失について損益通算が認められていないため、担税力のない部分に対しても課税されている。このため、例えば、事業用土地と事業収益は一体のものであるにもかかわらず、事業所得の損失額を事業用土地の売却で補う場合には、損益通算規制のために資金繰りに支障が生じることとなる。

これらの問題を解決するために、土地建物等の譲渡損益は、「所有期間を考慮したN分N乗方式」により他の所得及び損失と損益通算をした上で、累進税率を適用する方法を提案する。この方法によると、累進税率適用所得と比例税率適用所得を単純に損益通算する場合よりも課税上の弊害は少ないと考えられる。また、居住用財産の譲渡損失については、住宅借入金等の有無を問わず、通常の土地建物等の譲渡損失として取り扱うことが適切である。

5. 退職所得に関して退職所得控除及び2分の1課税方式を見直すこと。

勤労者の生活様式や就労形態は多様化しており、日本の雇用慣行としての終身雇用制度は大きく変化している。また、退職金の代わりに給料や賞与を増額している企業もある。こうした就労期間や支給形態の変化に対して現行の退職所得の課税制度は十分に対応していない。また、大企業等と中小企業には退職金の水準に相当の格差がある。したがって、退職所得控除額を段階的に縮減していくことが必要である。また、就労期間による課税上の差を解消するために、勤続年数に関係なく、勤続1年当たりの退職所得控除額を一定額とすべきであり、また、現行の2分の1課税方式の見直しも検討されるべきである。

6. 中小法人等に対する軽減税率適用の対象となる所得金額を引き上げ、青色欠損金額の繰越控除期間を延長すること。

中小法人等に対する軽減税率を大幅に引き下げることが検討されているが、個人所得税との均衡を失うことが懸念されるので、慎重な検討が必要である。これに対して、軽減税率対象所得は、昭和56年より据え置かれており、拡大することが求められる。また、中小企業の約7割が欠損法人である現況に鑑みて、少なくとも中小法人等に係る青色欠損金額の繰越控除期間を延長すべきである。

7. 受取配当等は、全額を益金不算入とすること。

支払法人側で既に課税済みの配当等について受取法人側でも課税することは、二重課税となっているのは明らかであり、益金不算入割合を100%に引き上げるべきである。また、受取配当等の益金不算入制度について、当初の申告書への記載要件を廃止すべきである。

8. 退職給与引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

労働協約が締結されていたり、就業規則や退職金規程等が定められていたりする場合において、その事業年度において認識される追加的な退職金要支給額は、将来において支出される蓋然性が高いものであり、企業にとっては従業員に対する確定債務的な要素を有している。また、賞与引当金についても負債性が認められるものであり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。さらに、「会社計算規則」や「中小企業の会計に関する指針」においてもこれらの引当金の計上が求められている。したがって、労働協約又

は就業規則等により退職給与や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給与引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めるべきである。

9. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

10. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成24年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

11. 同族会社等の行為計算の否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすること。

私法上有効であるが不自然・不合理な行為で主として租税軽減を目的に行われるものに対処するため、また、個別立法による租税回避行為の規制は機動的でなく単発的となるため、このような包括的な租税回避行為の否認規定が置かれている。しかし、この規定は課税要件が明確化されているとは言えず、納税者は常に不安定な状況に置かれることになる。

そこで、この規定を適用する場合の課税庁における判断の恣意性を排除するため、法令において「不当な税負担の減少」の意義を明確にし、少なくとも具体例を示すべきである。

12. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

課税時期前3年以内に取得した土地建物等を通常取引価額により評価する取扱いを廃止するとともに、評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債として認めるべきである。

13. 相続税の連帯納付義務制度を廃止すること。

連帯納付義務には、当初の申告時に納税義務者が連帯納付義務を十分に認識しておらず、また、共同相続人の納税義務の履行状況が分からないという問題がある。また、延納の許可を受けている場合には、行政庁が担保を徴収しているにもかかわらず、共同相続人は長期間にわたって連帯納付義務を負うことになる。

未分割財産がある場合などを除き、相続税の連帯納付義務は廃止すべきであり、少なくとも一定の期間制限を設ける必要がある。また、延納の許可があった場合にはその時点で連帯納付

義務を免除すべきである。

14. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した課税要件を定めること。

法人税法、相続税法等において、同族関係者及び特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離していると言わざるを得ない。同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由などに、親族概念が用いられているが、制度の趣旨に合致した範囲に限定することが必要である。例えば、取引相場のない株式等の評価に際しての同族関係者の範囲は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等姻族程度が適切である。

15. 消費税の基準期間制度を廃止すること。

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生ずる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、当該課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

また、簡易課税制度についても、その課税期間の申告時に選択することができる制度とすべきである。なお、簡易課税の適用上限が課税売上高5,000万円となったことにより、いわゆる益税問題もほとんど解消していると考えられる。

16. 消費税の仕入税額控除の方式を見直すこと。

課税売上割合が95%以上の事業者は、非課税売上に対応する課税仕入額に係る消費税についてその全額を仕入税額控除の対象とすることができる。また、課税売上割合が95%未満の事業者には、課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上割合に相当する金額を仕入控除税額とする一括比例配分方式が認められている。

いずれも、事務負担を軽減する見地から設けられたものであるが、消費税は通常の会計処理の中で自動的に処理されるのが通例であり、適正な課税の見地から、これらの制度は廃止又は段階的に縮小すべきである。なお、事務負担の面において、一定の中小企業には特例として存置することの検討も必要である。

17. 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。

仕入税額控除が認められるためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存することが要件となっているが、記載事項が多く、納税者に過重な事務負担を求めることとなっている。

現在普及している記帳制度の下においては、帳簿と請求書等の突合が容易であり、帳簿への記載要件を緩和しても、要件を満たした請求書等の保存により課税仕入れの事実の検証は可能

である。

したがって、課税の公平と事務負担の均衡を考慮して、例えば、取引の内容が検証できる請求書等が保存されており、かつ、その請求書等が税務調査時に提示される場合には、必要な記載を満した帳簿が保存されているものとして取り扱われるような規定等が設けられるべきである。

18. 非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の利用が低調である。まず、経営承継円滑化法で認定された会社となるための事務手続きが煩雑である。次に、80%の雇用確保要件を維持するために、かえって経営の継続が困難となるのではないかと懸念する経営者もいる。さらに、納税猶予が打ち切れ猶予された税額に猶予期間に係る利子税を合わせて納付しなければならないが、万が一の場合の税負担も制度選択を躊躇させる要因となっている。

制度が広範に利用されるためにも、諸要件の見直しが必要である。

19. 印紙税の課税文書の範囲を見直すこと。

印紙税収入は年1兆円前後もあり重要な財源である。しかし、最近のIT化の進展などにより、課税文書として作成されない事例もあり、同一内容のものであるにもかかわらず、課税か否かが分かれてしまい、課税の公平の観点からは問題がある。この際、時代に合わせて、課税文書の範囲を縮減する方向での見直しが必要である。

20. 個人住民税の所得控除の金額を所得税と同一とすること。

所得税と住民税は、それぞれ課税目的が異なるため、所得控除の額に差異がある。しかし、所得税の申告が、事実上、住民税の申告となっている現行制度において、両者の所得控除額が一致しないために、納税者は住民税の課税標準や税額を容易に把握できない状況になっている。納税者にとって理解しやすく、住民税の納税意識を一層高めるために、両者を一致させることが必要である。

21. 外形標準課税制度は資本金1億円以下の中小法人には導入しないこと。

外形標準課税は当面は資本金が1億円を超える法人だけが対象とされているが、課税上の問題や執行上の課題など解決すべき事項も多いと考えられる。中小法人は大法人に比べて欠損法人の割合が大きく、欠損法人であっても納税が発生することのある外形標準課税を導入することは適切ではない。したがって、担税力に乏しい中小法人に対しても外形標準課税を導入することに反対である。

22. 更正の請求をすることができる期間の延長を行うこと。

課税庁が行う減額更正は法定申告期限から5年以内とされている。これに対して、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内である。この期間の差は、納税者は自らが把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに举证責任があることによるとされているが、均衡を失っている。このため、法定

申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という方法によってしか対応できない。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされる。

このような状況を解決するために、更正の請求をすることができる期間を延長すべきである。

また、後発的理由による更正の請求の期間の特例については、その理由の生じた日から2月以内とされているが、期限の徒過により納税者の権利が損なわれないように、その期限を1年に延長すべきである。

23. 納税者権利憲章(仮称)を制定すること。

納税者権利憲章(仮称)の制定に際しては、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護と税務行政の円滑な執行が図られるものとする必要があるとあり、特に、適正に申告をしていると推定される納税者は尊重されるべきである。

また、納税者権利憲章の実効性を確保するために、国税通則法及び地方税法において、その目的に「税務行政における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資すること」を追加することが適当である。

このような観点から、次の項目について検討されるべきである。

①申告手続(申告書等の受理、補正)、②調査手続(調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預かり、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書)、③処分手続(申請等に対する処分手続、更正又は決定若しくは申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由附記、不服申立て等の教示)、④苦情申立ての処理手続、⑤納税義務者の代理人選任権、⑥行政指導の内容、⑦通達の制定及び改廃の手続(日本税理士会連合会との協議等を含む。)とその公開

II 中期的な視点からの検討課題

日本税理士会連合会は、将来の税制の抜本的な改革に向けての中期的な視点から、以下の項目について検討を行っている。税制改正建議に併せて、これらの項目に関しての現時点における基本的な考え方や問題意識について、意見を表明するものである。

1. 法人税の課税ベース拡大と税率引下げについて

(1) 法人課税と会計基準の動向

平成 22 年度税制改正大綱においては、法人税の改革の方向性として、租税特別措置の抜本的な見直しなどにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率の見直しをするとされている。

また一方、会計基準を巡る動向として、国際財務報告基準(IFRS)の適用が世界に広がりつつあるが、IFRS の影響を受けることとなると、会計と税制との調整が困難となることが想定される。したがって、特に中小企業・非上場企業への影響は回避するか影響を最低限にとどめることも必要であり、これらの企業については、確定決算主義・申告調整方式を基本とすることが適切である。

(2) 確定決算主義

確定決算主義の意義は、会社の会計処理が適正な会計基準に従ったものであり法人税法上も許容できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにあり、損金経理要件と密接に関連している。したがって、会計基準と税制とは密接な関係にある。そのため、会計基準の見直しが行われるたびに税法と会計の調整が問題となり、会計基準の改正は直接的に法人税制に影響する。しかし、今後、個々の会計基準が改正されるたびに、必ず税制と会計の調和が図られるという保証はなく、また、会計が法人税法に多大の影響を与えというのも合理的ではない。特に IFRS の場合、各国の税制とは関係なく独自に策定されるので、海外企業の会計が日本の会計基準となり税制に直結してしまうということが最大の問題である。

確定決算基準には、財務諸表を単一化するという「便宜性」、減価償却など法人の内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の「安定性」及び企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の「真实性」の確保といった機能がある。

確定決算主義を廃止した場合には、企業会計とは別の税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として、帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招くことになりかねない。このようなことは、納税者に対して過度な事務負担を求めることになる。また、減価償却費の計上や引当金の繰入れ・取崩し等の企業の内部取引について申告調整を認めると、決算書においては多額の利益を計上しつつも、申告所得は少額となるような事態も発生することが予想される。このような処理が認められると、企業会計の健全さが損なわれる危険性も考えられる。

このような観点から、確定決算主義は維持されることが適当であり、仮に部分的な申告調整を導入するとしても、確定決算主義の維持を前提にして最小限にとどめるべきである。

(3) 課税ベース拡大のあり方について

今後の法人税の課税ベース拡大を考えた場合、損金算入時期や収益計上時期などについて見直すべき項目はほとんどないため、損金算入額の範囲の見直しも予想される。例えば、経費概念の厳格化などの制限損金項目の設定や損金算入限度額の引下げなどである。また、租税特別措置法の整理・合理化も課税ベースの拡大に資するものと考えられる。

法人税収を変えないという立場で課税ベース拡大と税率引下げが同時に行われた場合、多額の所得金額を計上している法人については、課税ベースの拡大と税率引下げの両方の効果が及ぶことになる。しかし、中小企業の約7割が欠損法人であるという現況に照らすと、課税ベース拡大後も欠損法人である場合には税率引下げの効果は及ばず、さらに、課税ベース拡大により所得金額がマイナスからプラスに転じた場合には増税の影響しか受けないことになる。このような観点から、課税ベース拡大の検討に当たっては、中小企業への配慮が必要である。

また、課税ベースの拡大については、会計基準と税制の関係を考慮しながら、慎重に検討を行っていく必要がある。その際、企業会計とは別に税務上の利益を算定するための帳簿作成や申告事務など企業での事務負担が増大し複雑な税制にならないよう十分考慮しなければならない。

2. 消費税の改正について

消費税は、その税率水準を1%引き上げるだけで約2.5兆円もの税収を生み出すものであり、高齢社会における財源として注目されている。また、最近の世論調査では、消費税の税率の引き上げを容認する意見が増加しているという事実もある。税率を引き上げるに際しては、税体系全体のあり方についての検討が必要であり、同時に歳出の見直しや行政の合理化を図るなど、国民の理解を得ることが重要である。

また、税率の引上げは逆進性を増幅させることになるため、特定の品目には軽減税率を適用すべきであるという意見がある。一方、軽減税率導入すなわち複数税率化は、特定の物品やサービスに対する恩典を与えることになり政治的忖意性の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じるという意見もある。さらに、軽減税率の減収分が標準税率に転嫁されることや、納税義務者の事務負担が増大するなどの問題もある。また、逆進性の排除のために、年収が一定以下の者に生活必需品等に係る消費税相当額を所得税において還付するという案も提唱されている。

このように、税率引上げと逆進性緩和は一体として議論されるが、消費税の税率構造を検討するに当たり、多くの軽減税率を持つEUにおいては税率構造の簡素化のための努力が行われてきたことや、IMFが日本の消費税を最も良くデザインされた付加価値税制と評していることも忘れてはならない。

次に、仮に軽減税率が導入された場合の仕入税額控除方式としてインボイス方式が検討されている。しかし、インボイス（税額が記載された請求書等）に記載された税額の合計という事務負担も考慮すべきであり、積上計算を検証するためには消費税の帳簿記載も不可欠となる。

インボイス方式だから税額計算が簡単になるという保証はない。さらに、免税事業者が取引から排除されるという問題もある。

消費税率引上げの際の税率構造と仕入税額控除方式については、さらなる慎重な議論が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

消費税のあり方については、社会保障制度の抜本的な見直しと併せて、消費税収の使途の明確化、いわゆる逆進性についての検討、課税の一層の適正化についても検討することが必要である。

3. 番号制度の導入について

税制において番号制度を導入することは、法人や個人事業者の所得金額までの把握はできないものの、課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられる。その際の適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益に資するものである。また、金融所得課税の一体化の観点からは、税制における番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要である。

また、年金、医療及び介護サービスの給付と負担を一元的に管理し、国民一人ひとりが自分の保険料の納付状況等を簡単に把握できるようにするなど、各種の社会保障制度を横断的に規律するための番号制度の導入は、国民に有益である。

国民の利便に資するためには、金融所得課税だけではなく納税全般にわたる制度で、さらに社会保障や地方税も統一的に規律できるような制度が望ましい。このような番号制度は、社会システムを公平に運用し行政を効率化させる基礎的なインフラになると考えられ、例えば、公的年金しか所得を有しない高齢者について、年金の支払者において年末調整のような措置を講じることができれば、確定申告を不要とするなど納税手続の簡素化を図ることも考えられる。また、最近、提唱されている給付付き税額控除の具体的検討も可能となり、年金をはじめとする各種の社会保障の受給も公平に実施されることが可能となる。

したがって、番号制度の導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関、プライバシーの保護等について具体的な内容を示した上で、税制と社会保障制度に共通の番号制度を構築すべきである。

4. 国税・地方税の申告納税の一元化について

わが国の国税、地方税及び社会保険料の納付及び徴収は、国税庁、地方自治体、日本年金機構及び労働局などで個別に行われているが、それらの計算基礎には重複した部分が多数存在する。これらの申告・納付等は各別に行わなければならないので、納税者等にも重複した事務負担が強いられている。

また、徴収機関がそれぞれ独立していることは、行政コストの肥大化にも繋がる。事務の一元化が可能な税や社会保険料について、所管省庁横断的な統一化を検討すべきである。

所得の捕捉を進め、「必要な人に適切な給付」を確実に実現するため、税と社会保障共通の番号制度を導入するとともに、社会保険庁を廃止し国税庁に統合して「歳入庁」を創設し、税と

社会保険料を一体徴収することが検討されている。また、一部の府県では、府県税と市町村税に係る税業務の共同化も検討されている。さらに、国税と地方税の事務一元化についても、十分に検討する必要がある。

課税ベースや計算基礎が共通していることに着目すれば、国税と地方税の事務一元化についても検討が可能であり、国税と社会保険料の一元化よりも、国税と地方税の事務一元化の方が、議論が容易であり、かつ、実効性が高いとも考えられる。地方自治の本旨や地方分権推進を十分考慮しなければならないが、地方税に関する行政事務が削減できる分、地方がすべき福祉や環境に予算と人員を充てることができると考えられる。例えば、京都府における税業務共同化の検討においては、府税と市町村税の共同化により、納税者の利便性向上、納税者対応の向上、徴収力の向上、課税客体の捕捉率の向上、組織の簡素化などの効果があるとしている。国税と地方税の業務共同化を行えば、さらに効果があると考えられる。

上記の観点から、次の2点について提言する。

(1) 地方税法上の申請・届出の様式を全国で統一すること

地方税における申請書及び届出書等は、地方公共団体により独自の様式を定めているものが多く、提出する自治体ごとに用紙を入手する必要が生じている。このため、コンピュータによるシステム化が阻害されている事例もある。したがって、納税者の利便性の観点から、様式を統一することが必要である。

なお、地方税ポータルシステム（eLTAX）においては、標準様式による電子申請・届出が可能であることから、すべての地方公共団体においてeLTAXの導入が図られるべきである。

(2) 電子申告・電子納税の環境を一層整備すること

個人の場合の電子申告は所得税と住民税の申告が同時に完結するが、法人については、国税庁、都道府県、政令指定都市及び一部の市町村に対して、それぞれに申告しなければならない。また、分割法人の場合で、電子申告に対応していない地方公共団体が含まれている場合は、追加的な事務負担が生じることになる。納税者に今後、一層の電子申告の普及を図るには、e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統一的な運用を行うことが必要である。

また、納税者利便を図るためには、電子納税についても電子申告との一体的運用を行うべきであり、国税のダイレクト方式電子納税に続き、地方税についても同様の措置が講じられることが必要である。

5. 配偶者の就労を阻害している制度の見直しについて

配偶者の就労方法やその年における就労の継続については、配偶者控除の適用を受けることができる納税者本人の税負担を考慮して決定されることがある。特に、配偶者がパートタイマーなどの非正規雇用者である場合は、その傾向が顕著である。また、税法上の控除対象配偶者である場合に配偶者手当を支給するという給与規程を定めている企業等もある。このようなことから、年間の給与所得の収入金額が103万円以下となるように就労する者は多い。また、社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）の負担を考慮した結果、第三号被保険者にとどまるために年間の給与所得の収入金額を130万円未満となるように就労する者もしばしば観察される。世界的に見て非常に高い水準の教育を受け、かつ、就労意欲もある者が、これらの制度に

より就労が阻害されていることは国民的な損失である。就労を阻害している税制や社会保険制度を見直すことにより、人口が減少することが予想されている現況においても、就業者数や納税者数を増加させることが可能となる。

なお、配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止して基礎控除を引き上げることによりこれらの問題は解決するが、その場合には、課税単位のあり方や夫婦財産制の問題のほか、事業所得者における専従者給与制度のあり方等を含めて検討することが必要となる。また、税制のみならず、社会保険制度と一体的に検討することが適当である。

日連22第1208号
(企第17号)
平成23年3月12日

財務大臣 野田 佳彦 殿
国税庁長官 川北 力 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書

1. 国税に基づく申告等の期限の延長について

今月11日に起きた東北地方太平洋沖地震により、その災害地域は東北地方のみならず関東地方、信越地方の広きに渡り、死者・行方不明は1,000人を超え、国内観測史上最大の規模とされています。また、福島第1原子力発電所においては、原子力建屋の中で何らかの機器が破損して放射能が外部に漏れている可能性があり、近隣10キロメートルの住民に対して避難勧告をしております。

このような事態は、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」であると判断されますので国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長を図ると同時に、国税通則法施行令第3条に規定する「都道府県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由による法11条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合」に該当すると考えられますので、地域及び期日を指定して当該期限を延長することをお願いいたします。特に期限の迫っている平成22年分の確定申告については、即刻特別のご配慮方をお願いいたします。

2. 国税関係法律の臨時特例の法律の一部改正について

平成7年の阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）時、その被害が広域な地域にわたり、同時に大量・集中的に、かつ、平成6年分の所得税の確定申告前といった特殊な時期に発生した等を踏まえ、被災者の負担の早期の軽減を図る等のため、本来、雑損控除は、その災害等による損失が生じた年分の所得税について適用されるのですが、大震災の被災者の住宅家財等について生じた損失については平成6年分に生じたものとして雑損控除ができる特例が設けられました。これについては、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成7年法律第48号。以下「震災特例法」という。）に基づくものであります。また、大地震については当該地震特例法に基づく所得税の取り扱いについて、平成7年4月25日課資3-3、課所4-5など通達が発せられています。

今回の東北地方太平洋沖地震にあっても、同様の手続きを進められるようご配慮方をお願いいたします。

なお、所得税確定申告期限が3月15日、消費税申告期限が3月31日と間近に迫る中、附帯税については、弾力的にお取扱いくださるよう併せて要望いたします。

平成23年3月29日

東北地方太平洋沖地震に関連する要望事項

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会は、「納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書」(平成23年3月12日)を野田財務大臣及び川北国税庁長官に既に提出し、申告等期限の延長及び震災特例法の改正について要望しているところである。今般、以下の事項について併せて要望する。

1. 申告期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震(以下「今般の地震」という。)の被災地域における納税者の申告期限については、阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)を上回る期限の延長が必要である。

阪神・淡路大震災の場合、延長された申告期限は、原則として平成7年5月31日であり(相続税は平成7年10月31日)、個別の延長申請による期限は税目ごとに異なっていた(所得税は平成8年3月15日、個人事業者の消費税は平成8年4月1日、法人税及び法人の消費税は平成8年1月31日)。

今般の地震においては、税目を問わず一律に1年以上の申告期限を延長することを検討されたい。

2. 雑損控除・雑損失の繰越控除等について

阪神・淡路大震災の場合のときは、雑損控除を平成6年の申告で適用することが可能とされた。今般の地震について、野田財務大臣は、①雑損控除および災害減免法による減免を平成22年分の所得で適用できるようにすること、②事業用資産の損失は平成22年分の事業所得の計算上必要経費に算入すること、③既に申告済みである場合についても適切に対応すること、を発言されている。

これらについては、簡明な内容で簡素な手続きであることが望ましい(「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算【阪神・淡路大震災用】」は、実務上の利便性が高いものであった。)

なお、控除しきれなかった雑損控除額は、現行法では翌年以降3年間での繰越控除が可能となっている。しかし、今般の地震の場合は、生産手段が広範囲に罹災又は消滅している地域が多くあり、翌年以降3年間で控除しきれ

るかどうか不明である。

したがって、被災された納税者については、繰越控除期間を5年に延長するか、「翌年以後3年間の繰越控除」（現行）の他に「前年以前3年間の繰戻し還付」（新設）を選択できるようにすべきである。

また、被災された納税者（青色申告者）の純損失等の繰越控除期間も雑損失の延長又は繰戻し還付と同様に延長等すべきである。

3. 貸倒損失等について

今般の地震により、今後、取引等が実質的に消滅する事例や債務超過となる事例が多く発生するものと予測される。貸倒損失および貸倒引当金の認識方法及び計上時期について、災害の実態に則した弾力的な措置が求められる。

また、自社が保有している資産に係る損失についても同様に弾力的な措置が必要である。

4. 災害復旧費について

災害に伴う原状回復費（復旧費）については、液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費を含めて、原則として雑損控除又は必要経費算入（損金算入）を認めるべきである。

5. 事業用資産の買換えについて

被災事業用資産等の買換えに係る課税の繰延割合は100%とすべきである。

6. 相続関連について

- (1) 被災地に係る資産について課税価格に算入すべき金額を軽減し、小規模宅地等に係る課税価格の計算特例を弾力的に運用すること（継続居住要件など）が必要である。
- (2) 農地及び非上場株式等の納税猶予制度の適用要件を緩和すべきである。
- (3) 今般の地震の場合、大津波による行方不明者が非常に多い状況となっている。特別失踪の場合は、危難が去ってから1年経過の後、失踪宣告により死亡したものとみなされる（民法30条、31条）。また、戸籍法による認定死亡の場合は、即時に効果が生ずる（戸籍法89条）。多くの被相続人に関する権利・義務関係が未確定のままの状態であることは、当事者にとっても不便であり、かつ、災害復興にも支障をきたすものと考えられる。したがって、実態に則した対応が望まれる。同時死亡の推定（民法32の2）についても同様に検討されたい。

7. 地方税について

固定資産税の賦課期日は1月1日であるが、土地、家屋および償却資産のうち被災したものについては、納期限の延長のみならず、平成23年1月1日に滅失があったものとみなす減免措置が必要である。

また、事業所税や被災資産の代替資産に係る不動産取得税についても減免措置が必要である。